

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第58号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 重量が1キログラムを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）を搬入しないこと。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(環境局循環型社会推進部循環企画課)